国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和８年２月２日
国　土　交　通　省
土地政策審議官部門

国土交通省では、令和７年12月17日から令和８年１月15日まで、国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、229 件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

１．実施方法

① 募集期間：令和７年 12 月 17 日（水）～令和８年１月 15 日（木）

② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）

③ 意見提出方法：インターネット、電子メール及び郵送

２．意見数

提出意見数　229 件

３．お問い合わせ先

国土交通省土地政策審議官部門土地政策課　意見募集担当
電話番号　０３－５２５３－８１１１

（別紙）

御意見の概要及び国土交通省の考え方

※とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見は、同趣旨の論点をまとめて分類の上回答させていただきました。

御意見の概要	国土交通省の考え方
外国法人が土地を取得する際に、国籍の届け出が必要になることは、第一歩としてはよいが、役員や議決権の過半数を占めなくても、外国人がいれば、その国籍を届けるようにすべき。	今回の改正は、土地の取得者が法人の場合における国土利用計画法上の届出において、日本法人であるか外国法人であるかに関わらず、その意思決定を左右し得る国等があればその旨を把握し、実効性ある利用目的の審査等ができるよう、届出者の負担等も考慮して、役員や議決権保有者の過半数が同一国籍等の場合における当該国籍等を届出事項として追加するものであることから、原案のとおりとさせていただきます。なお、外国人の土地取得等のルールの在り方については、「外国人との秩序ある共生社会実現のための総合的対応策」（令和８年１月 23 日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）において、政府としての考え方を示しております。
排外政策の一環と見るが、反対である。法人の国籍はともかく、役員個人らの国籍を届出させるのは、人種差別ではないか。	
・外国人の土地取得自体、原則禁止にすべきである。 ・日本人が土地所有できない国に対しては相互主義に基づき土地所有を認めるべきではない。	
国籍の届出は実質的な支配構造を把握するうえで有効であるから賛成である。	ご意見として承りました。
届出された国籍は公表すべきである。	届出を通じて把握した土地の取得者の国籍等を含め、国土利用計画法に基づき提出された届出の受理等の状況については、個人情報が特定されない形で公表する予定です。
複数の国籍等を有する場合には、全ての国籍等を届出事項であることを明らかにすべきである。	複数の国籍等を保有する者については、届出の際に全ての国籍等を届出書に記入いただく予定です。